

第2回 個人住民税検討会

議題 グローバル社会における個人住民税のあり方

横浜市 税務課長 吉富 浩政

平成30年12月27日

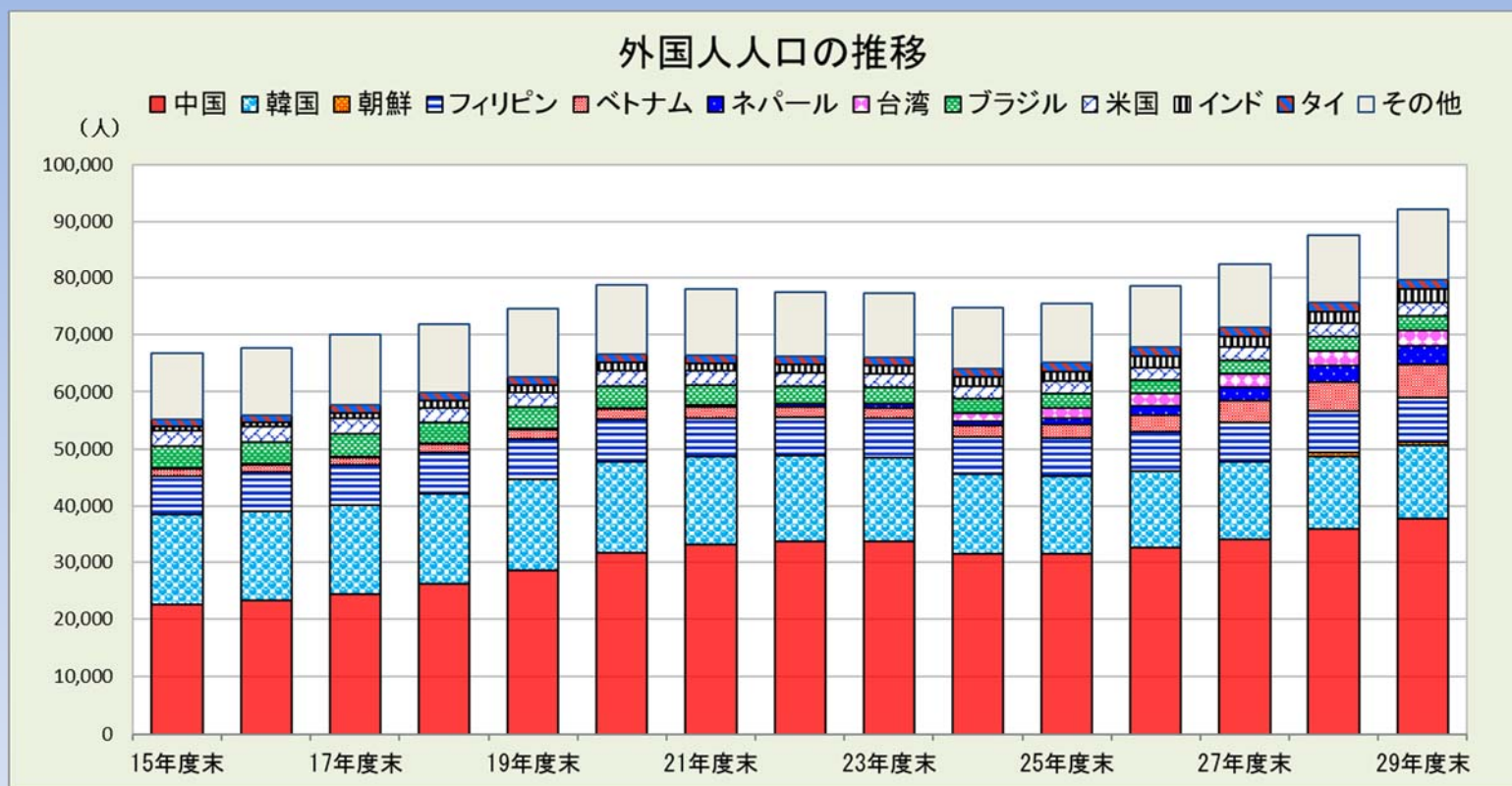
グローバル社会における個人住民税のあり方

(はじめに)

- グローバル社会における個人住民税のあり方に関して、横浜市における取組の概要等をご説明するとともに、対応の方策等に関して意見をまとめさせていただきました。
- なお、文中に記載した意見等については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 横浜市の状況

(1)本市における外国人登録数の推移



近年では、平成24年度以後、毎年増加し、平成29年度末では、約92千人となっています。

1 横浜市の状況

(2)横浜市における「給与所得者異動届出書」処理の状況

異動月	6月～12月	1月～5月	合計	異動事由
一括徴収	4,335	26,225	30,560	退職等
普通徴収	80,658	26,770	107,428	退職等
特別徴収継続	22,239	14,876	37,115	転勤等

※平成29年度課税分における6月から5月の処理件数

1 横浜市の状況

(3) 横浜市の公示送達状況

- 平成29年度納税通知書等発送件数（特別徴収税額通知書含めず）
約810,000件（現年度分）
- 平成29年度公示送達件数
約1,900件（現年度分）
- 平成29年度公示送達の割合
約0.2%

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(1) 特別徴収義務者への案内

特別徴収税額通知書に「特別徴収のしおり」を同封し、特別徴収義務者に対して、下記の案内を実施している。

● 国外転居等で本人が未徴収税額を納税できないとき

納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を設定していただきます。

● 納税義務者が異動したときの手続き等（退職の場合）

6月～12月…納税義務者から一括徴収の申出があった場合で、未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。

1月～4月…未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(2) 納税義務者への案内

区役所に問い合わせがあった場合に、納税管理人の手続き等についてご案内するほかに、ホームページ等で広報を実施しています。

(ホームページ文例)

年の途中で海外転出されても、転出された年度の住民税は、全額お納めいただくこととなります。出国後に引き続きご納付が必要な場合は、納税管理人申告書の提出が必要な場合もあります。

*納税管理人を申請された方で、後日納税管理人が不要となった時には解除申告書の提出が必要です。

● 主な納税管理人

- ・給与支払者であった者
- ・税理士法人
- ・親族 等

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(3) その他

出国者が「みなし再入国許可による出国」の場合には、再入国の可能性が極めて高くなることから、継続して管理・調査を実施する場合があります。

●みなし再入国許可による出国（入管法第26条の2）

みなし再入国許可とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです（再入国許可もご覧ください。）。

また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほかに在留カードを所持している必要があります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。
(入国管理局HPから)

3 国外出国者等に対する方策の検討

国外出国者等に対する方策については、次の取り組みが考えられるが、そのいずれについても必要となる法整備や特別徴収義務者の負担感、納税者への配慮などを含めた課題整理と更なる研究等が必要

(1) 特別徴収義務者による一括徴収

(2) 予納の推進

(3) 個人住民税の現年課税化

3 国外出国者等に対する方策の検討

(1) 特別徴収義務者による一括徴収

特別徴収の対象となる納税者が退職等した場合に、その事由が6月から12月に生じた場合には、納税者の一括徴収の申出により一括徴収している取扱いを、事由発生時期に限らず、原則一括徴収とする案。

【課題】

- （普通徴収の）納期限が到来する前に納入義務を課することの法令上の整理
- 納税者個々の状況による退職事由がある中で、一度に負担することによる生活上の影響
- 国外出国者に限定した場合でも、給与支払者（特別徴収義務者）が出国情報を得るのは困難

など

3 国外出国者等に対する方策の検討

(2) 予納の推進

賦課期日後に国外に出国する者は、年末調整等により所得金額等が判明していることから、納付納入の告知前であっても、「最近において納付納入すべき額の確定が確実であると認められる」ものとして、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴する案

【課題】

- 特別徴収における予納に関する規定が地方税法上にないため、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴する方法等について、一定のルール作りが必要
- 仮に過誤納が生じた場合の還付に関する取扱いの整理
- 国外出国者に限定した場合でも、給与支払者（特別徴収義務者）が出国情報を得るのは困難

など

3 国外出国者等に対する方策の検討

(3) 個人住民税の現年課税化

個人住民税の現年課税化の検討は、以前からこの個人住民税検討会においても検討されてきています。

今回の「グローバル社会における個人住民税のあり方」では、特に国外出国者等を中心に資料を作成しましたが、個人住民税の現年課税化が実現された場合には、これらの課題は解決に向け大きく前進するものと考えます。